

No.	事項	問	答	備考
1	共通	保護者から発行手数料を受領してもよいか	提供証明書の発行方法については、各園で定めることとなりますが、手数料の支払いが無いことを理由に提供証明書の交付を行わないことは法令違反となります。	
2	共通	15日～翌14日×で利用料を受領している場合はどのように計算すればよいか	利用料の受領方法については従前どおりで構いませんが、提供証明書に記載する際は、1日～末日の利用に係る費用の額を記入してください。	
3	共通	保育料に係る消費税分は特定費用に該当するか	特定費用には該当しないと考えられます。	
4	共通	月ごとに作成する必要があるのか	法令で、ひと月当たりの給付金額が定められているので、月ごとに記入をお願いします。	
5	共通	福利厚生サービスで利用料が割引となった場合は割引後の利用料を記入すればよいか	割引後の利用料を記入してください。	
6	共通	印紙を貼る必要はあるか	無償化の給付の審査にあたり必要な、特定子ども・子育て支援の提供の証明及び費用の額に関する証拠書類のため、印紙の貼付は不要です。	
7	共通	電子印でもよいか	園・施設において業務で普段から使用している刷り込み印はご使用可能です。なお、「子育てのための施設等利用給付等に係る参考様式の見直し版の送付について」（令和3年9月30日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）により、押印が不要となりました。	2021/10/12追記
8	共通	記入内容を誤ってしまった場合どのようにすればよいか	修正液や修正テープなどは使用せず、訂正箇所しに二重線をし横に正しい内容を記入してください。	2021/10/12追加

No.	事項	問	答	備考
9	共通	保護者に提供証明書をPDFに変換して電子メールで送付してもよいか	提供証明書の発行方法については、各園で定めることとなります。ただし、無償化の給付の審査にあたり、提供証明書の原本の添付を原則としているため、記載内容について、施設に問い合わせをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。（審査に時間を要しますので、保護者への給付は通常の給付より遅れることがあります。）また、書類審査の過程で疑義が生じた場合、提供証明書の原本の提出をしていただくよう横浜市から別途お願いをする可能性があります。	
10	24時間緊急一時保育	きょうだい利用時の減免や非課税世帯等の減免はどうなるのか	従前と同じく、減免してください。提供証明書には減免後の金額を記入してください。	
11	24時間緊急一時保育	3～5歳児が無償化の対象となることから、きょうだいの数え方も変わるのか？（小学生のきょうだいを預かった場合、小学生のきょうだいも含めて数えてよいのか？）	従前と同じく小学生のきょうだいも含めて数えてください。	
12	預かり保育	預かり保育の利用料を回数券で一括購入させている場合の提供証明書の記載方法は	回数券の料金を月ごとに、1回あたりの利用料金に利用日数を掛けた金額を領収金額欄に記入してください。この場合の1回あたりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で割ることで算出してください。（ <b>小数点以下の端数は切り捨て</b> ）	
13	預かり保育	預かり保育の利用料を年払いで受け取っている場合の提供証明書の記載方法は	利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算定することが示されていますので、お問い合わせのケースでは12で割ってひと月当たりの利用料を算定していただくこととなります。（ <b>小数点以下の端数は切り捨て</b> ）	
14	認可外保育施設等（居宅訪問型）	保護者が利用料をベビーシッターに直接渡すのではなく、マッチングサイトに支払う形式の場合、提供証明書はどのように記載するか	保護者がマッチングサイトに支払った利用料を記入してください。	